

「私たちにできること」 4月号

～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

2月はじめ、法制審議会より、親権者の子どもへの懲戒権の削除と体罰禁止を明記した民法改正要綱案が示されました。そして、親が子どもの人格を尊重する義務や年齢や発達程度に配慮する義務も盛り込み、子どもが個人として尊重される存在であることを強く打ち出しました。

現行の民法では「親権者は、監護及び教育に必要な範囲内での子を懲戒することができる（民法822条）」とされていました。そのため、体罰や虐待がしつづける口実にされることが多く、問題となっていました。これまでも児童虐待事件などを契機に児童虐待防止法や児童福祉法が改正されてきました。全国的に児童相談所が児童虐待として対応した件数は年々増え続け、令和2年度は初めて

20万件を超え、30年連続で最多を更新しています。

昨年5月に厚生労働省が実施した調査では、33・5%が過去半年以内にしつけとして体罰を与えたとし、41・7%が「場合により必要」と体罰を容認しています。しつけは、子どもに社会のルールやマナーを教えること、自立して生きるために必要な情報や知識、技能などを教えることが目的で、親が子どもの人格を無視して暴力行為などでコントロールすることは虐待です。私たち大人は、しつけと体罰の違いをしっかりと認識する必要があります。

法が改正されたからといって、子どもへの体罰や虐待がすぐさま自動的になくなるとは考えられません。法改正の理念がどこまで社会に浸透していくかは、親が子どもを一人の人間として尊重することにかかって

います。そのためにも、大人と同じように子どもにも人権が備わっていること、虐待は子どもへの人権侵害であることを忘れてはなりません。

